（船舶安全法施行規則の一部改正）

第三条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				改正前			
（中間検査）				（中間検査）			
第十八条　（略）				**第十八条**　（略）			
2　法第十条第一項ただし書に規定する船舶以外の船舶の中間検査の時期は、次表のとおりとする。ただし、第四十六条の二第二項又は第三項の規定により船舶検査証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期（第三種中間検査の時期を除く。）を除く。				2　法第十条第一項ただし書に規定する船舶以外の船舶の中間検査の時期は、次表のとおりとする。ただし、第四十六条の二第二項又は第三項の規定により船舶検査証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期（第三種中間検査の時期を除く。）を除く。			
区分		種類	時期	区分		種類	時期
（略）				（略）			
四　国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の船舶（前三号及び第六号上欄に掲げる船舶並びに第一条第二項第一号の船舶を除く。）		第二種中間検査	検査基準日の前後三月以内	四　国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の船舶（前三号上欄に掲げる船舶及び第一条第二項第一号の船舶を除く。）		第二種中間検査	検査基準日の前後三月以内
		第三種中間検査	定期検査又は第三種中間検査に合格した日からその日から起算して三十六月を経過する日までの間			第三種中間検査	定期検査又は第三種中間検査に合格した日からその日から起算して三十六月を経過する日までの間
五　潜水設備を有する船舶（前各号上欄に掲げる船舶を除く。）		第一種中間検査	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	五　潜水設備を有する船舶（前各号上欄に掲げる船舶を除く。）		第一種中間検査	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間
	第二種中間検査（潜水設備に係るものに限る。）		検査基準日の前後三月以内（ただし、その時期に第一種中間検査を受ける場合を除く。）		第二種中間検査（潜水設備に係るものに限る。）		検査基準日の前後三月以内（ただし、その時期に第一種中間検査を受ける場合を除く。）
六　第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。）であつて総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律		第一種中間検査	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日までの間				